

笹目川流域水害対策計画 (素案)

令和8年10月

埼玉県、さいたま市、戸田市
国土交通省関東地方整備局

総説

笹目川は、さいたま市白幡を起点として南下し、荒川に合流する幹線流路延長 5.11km、流域面積 20.56km² の一級河川である。流域には、埼玉県庁や JR 武蔵浦和駅といった重要施設が位置しているほか、国道 17 号や新大宮バイパス、国道 298 号といった交通網も整備されており、市街化が高度に進展した地域となっている。

しかしながら、近年、気候変動の影響により、水災害が激甚化・頻発化している。笹目川流域周辺においても、令和元年度東日本台風では床上浸水 47 戸、床下浸水 131 戸の計 178 戸に及ぶ甚大な浸水被害が発生している。

こうした状況を踏まえ、「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画」を令和 7 年 1 月に変更し、これまでの河川改修に加えて、笹目川排水機場の排水能力向上（30m³/s から 50m³/s への増強）や（仮称）戸田公園樋門の整備を新たに追加計画したものの、令和 8 年 3 月時点では、これら追加施設については未整備の状態にある。

このような背景から、「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである「流域治水関連法（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律）」が令和 3 年に施行されたことを受け、令和 8 年 3 月 27 日、笹目川は埼玉県単独では初となる「特定都市河川」の指定を受けたものである。

この笹目川流域水害対策計画は、同法の改正により創設された様々な制度を活用することで、従来の河川整備や内水対策の取組を加速させ、流域治水を計画的かつ効果的に進めることができるよう、河川管理者・下水道管理者及び流域自治体や地域住民など、流域のあらゆる関係者が協働して行う総合的な浸水被害対策を定めたものである。

本計画に沿って、水害に強い流域づくりを目指し、関係者が一体となって、流域治水に必要な対策を検討・実践することで、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図るものである。

笹目川流域水害対策計画

目 次

第1章 笹目川特定都市河川流域の現状と課題.....	1
第1節 流域、河川並びに下水道の概要.....	1
第1項 流域の概要	1
第2項 河川の概要	8
第3項 下水道の概要	10
第2節 過去の浸水被害の状況	13
第3節 笹目川流域の整備状況	15
第1項 笹目川流域の整備状況の沿革.....	15
第2項 笹目川の整備状況	16
第3項 笹目川特定都市河川流域における現状の課題	18
第2章 笹目川特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	19
第1節 基本的な考え方	19
第2節 計画期間	20
第3節 計画区域	21
第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨.....	23
第3章 都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深 ...	24
第1節 都市浸水想定	24
第2節 流域水害対策計画における浸水被害防止対策	27
第4章 特定都市河川の整備に関する事項	28
第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所	28
第2節 内水対策工事の目的、種類及び施工の場所	28
第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	29
第6章 下水道管理者が行う特定都市河川下水道の整備に関する事項	30
第7章 特定都市河川において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	33
第1節 雨水貯留浸透施設	33
第2節 戸田漕艇場の貯留機能活用.....	33
第3節 既存の調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	34
第4節 雨水浸透阻害行為の許可等.....	35
第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	36
第9章 下水道管理者が管理する特定都市河川下水道のポンプ施設の操作に関する事項.....	37

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	38
第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	40
第1節 貯留機能保全区域の指定の方針	40
第2節 浸水被害防止区域の指定の方針	40
第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	41
第1節 リスクコミュニケーションの充実	41
第2節 大規模氾濫に関する防災対策	42
第3節 洪水時及び発災時の防災情報の充実	46
第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	47
第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	47
第2節 笹目川流域水害対策計画の計画管理	47

第 1 章 笹目川特定都市河川流域の現状と課題

第 1 節 流域、河川並びに下水道の概要

第 1 項 流域の概要

笹目川は、JR 武蔵浦和駅近くのさいたま市南区白幡を起点として南下し、荒川に合流する幹線流路延長 5.11km、流域面積 20.56km² の一級河川である。

笹目川流域は、埼玉県、さいたま市、戸田市の 1 県 2 市から構成される。

人口の変遷については、笹目川の流域自治体である 2 市（さいたま市、戸田市）全体の人口の推移としては、増加傾向（30 年間で 1.5 倍）である（図 1-4）。

土地利用状況としては水田・畑地はほとんど消失し、市街地（建物用地・道路等）の割合が 98%（令和 3 年度）と流域全体が都市化している（図 1-5）。

交通としては、国道 17 号や新大宮バイパス、首都高 5 号池袋線、首都高埼玉大宮線、国道 298 号、東京外環自動車道等の道路網のほか、在来線（宇都宮線・高崎線、湘南新宿ライン、埼京線、京浜東北線、武蔵野線）・新幹線（東北新幹線、上越新幹線）による鉄道網も整備されており、JR 武蔵浦和駅、南浦和駅、西浦和駅が流域内に位置している。

気候については、夏の日中の気温はかなりの高温となり、降水量は梅雨期から台風期とされる 6 月から 10 月で年間降水量の約 6 割を占めている（図 1-8）。

表 1-1 流域の諸元

項 目	流 域 の 諸 元
特定都市河川流域面積	20.43 km ²
流域地形	洪積平野、沖積平野（流域北部の台地）
幹線流路延長	笹目川：5.11km
【流域内関係市】	
埼玉県	さいたま市、戸田市

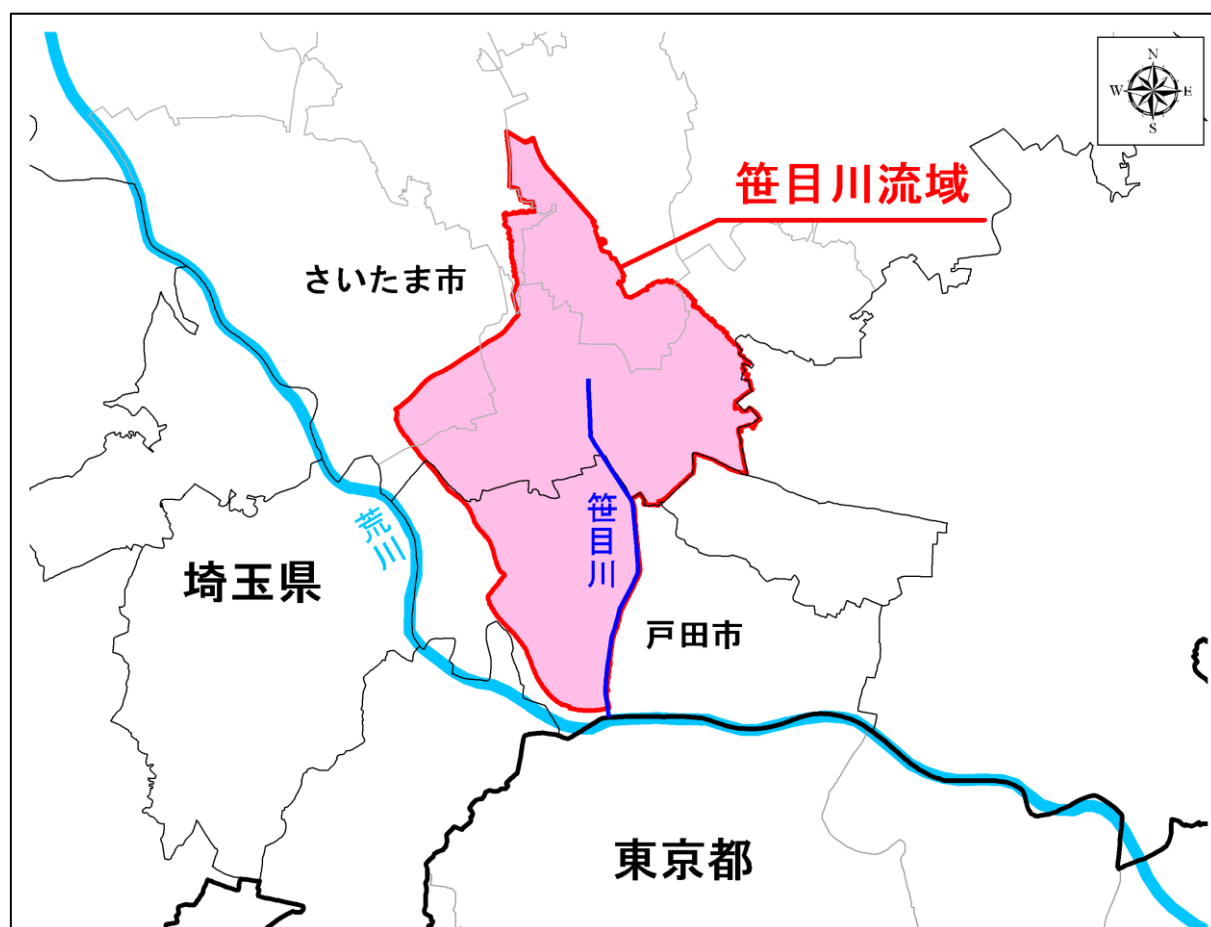


図 1-1 笹目川流域位置図

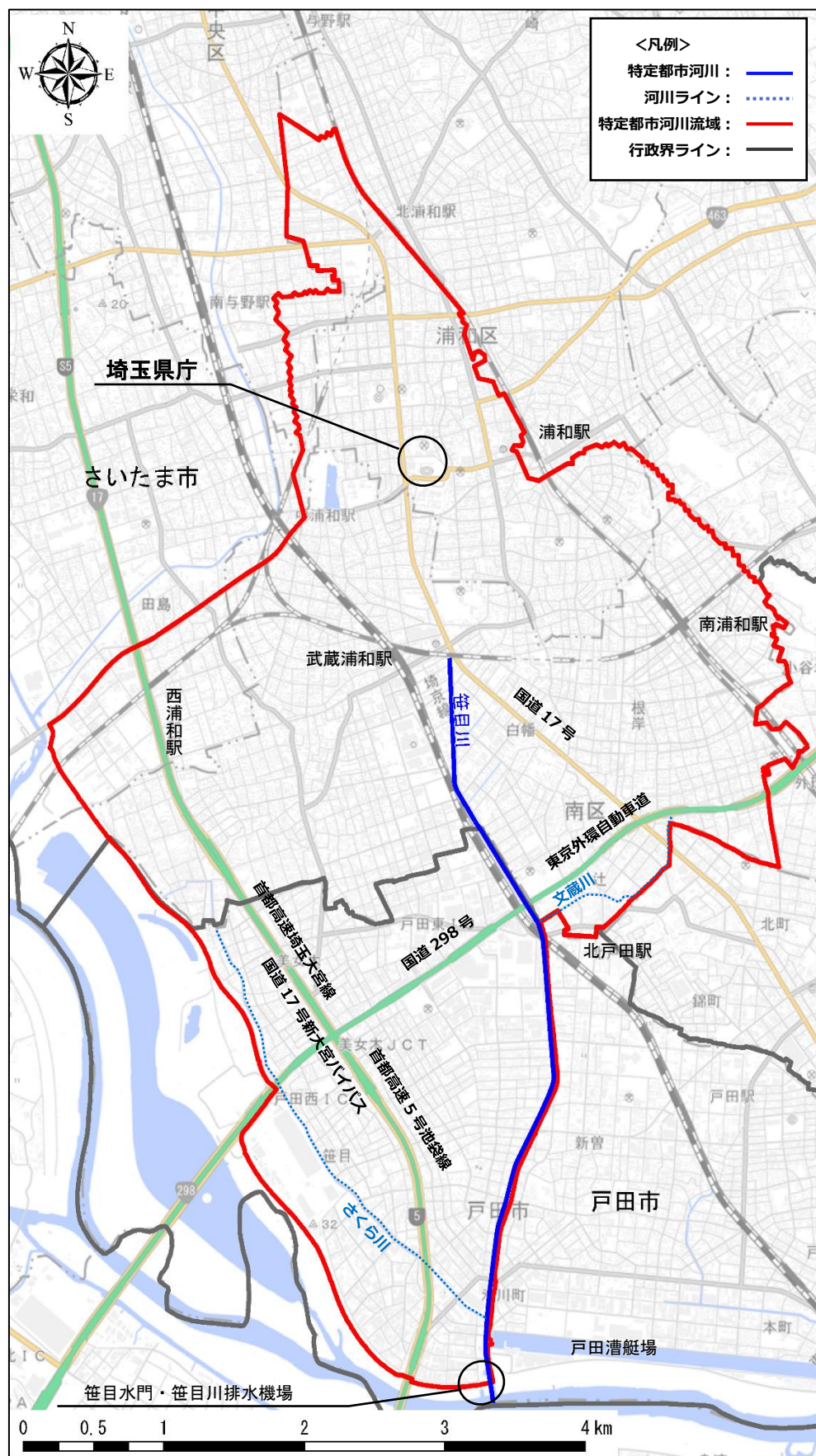
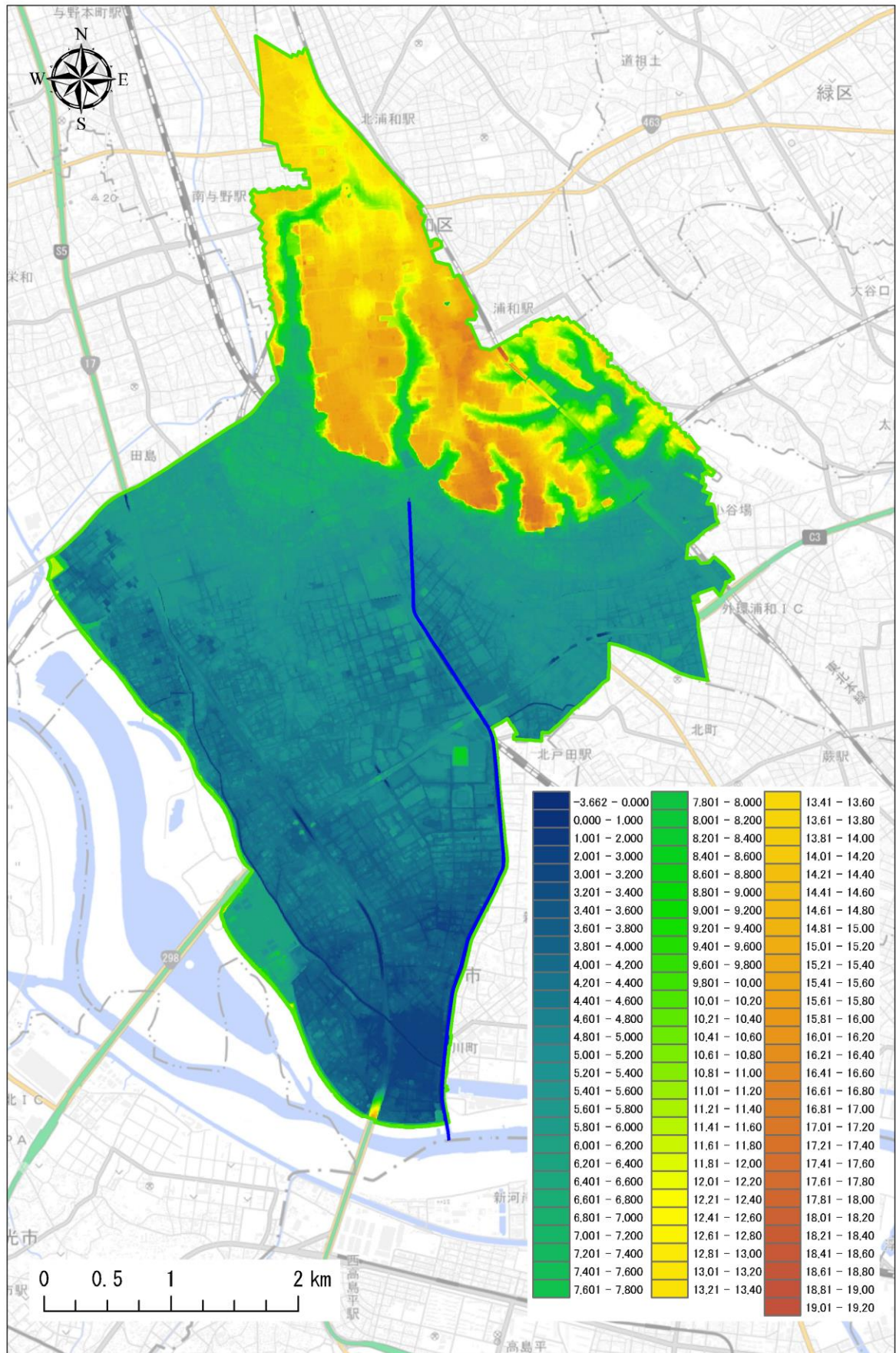
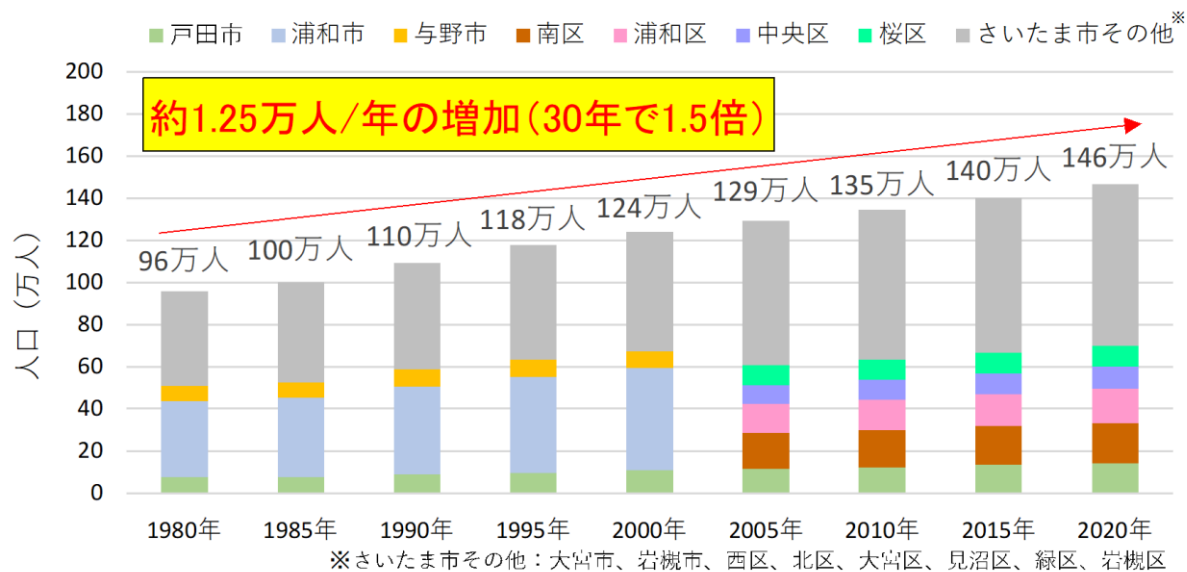


図 1-2 矢野川流域の位置図



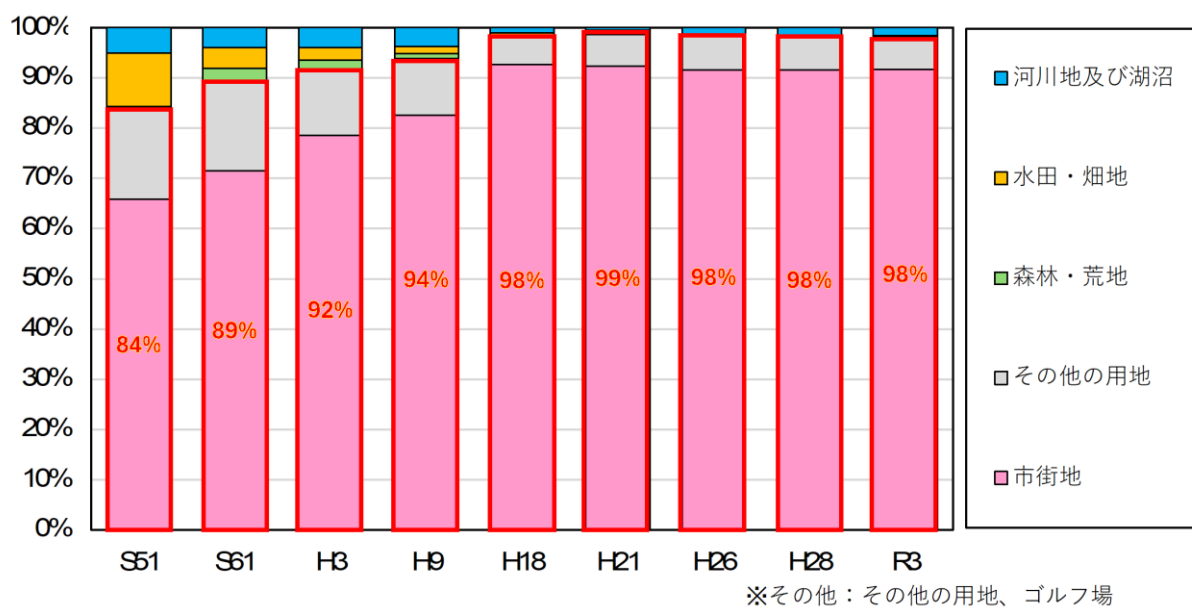
出典：基盤地図情報 数値標高モデル

図 1-3 笹目川流域の標高図



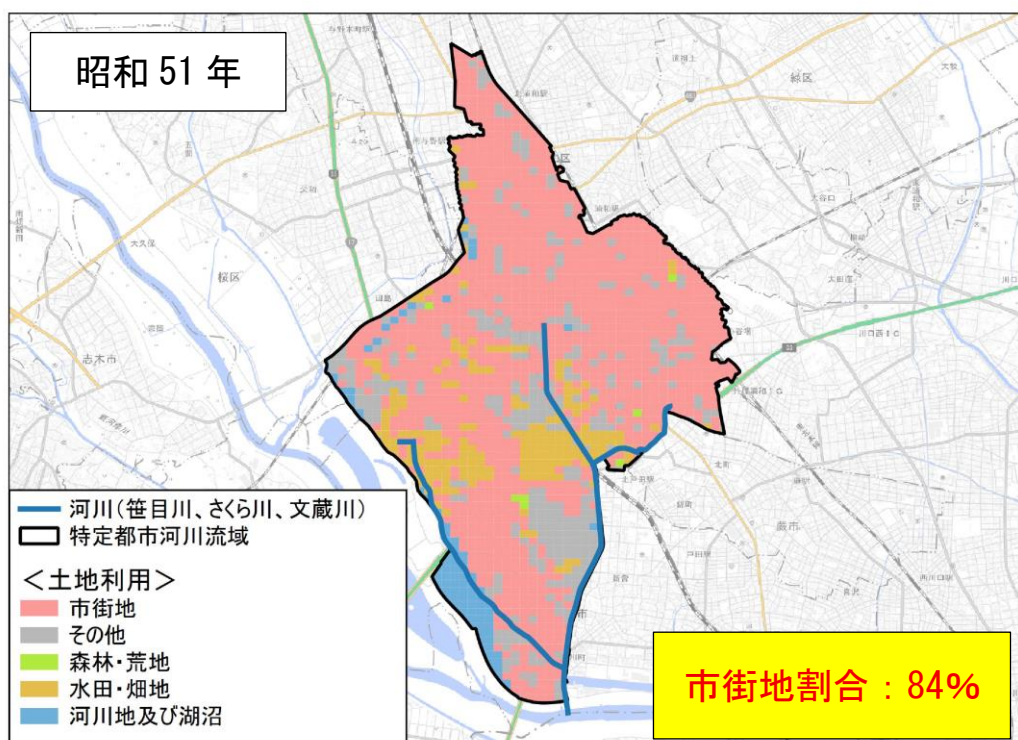
出典：国勢調査

図 1-4 2市（戸田市、さいたま市）の人口の推移



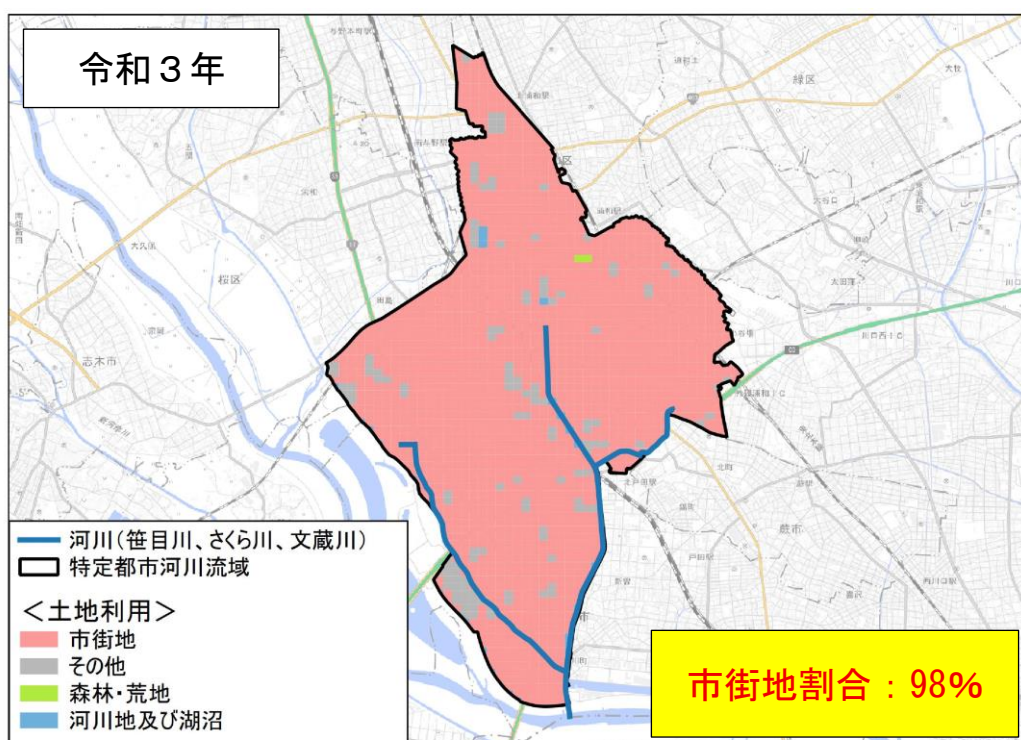
出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

図 1-5 笹目川流域 土地利用割合の変化



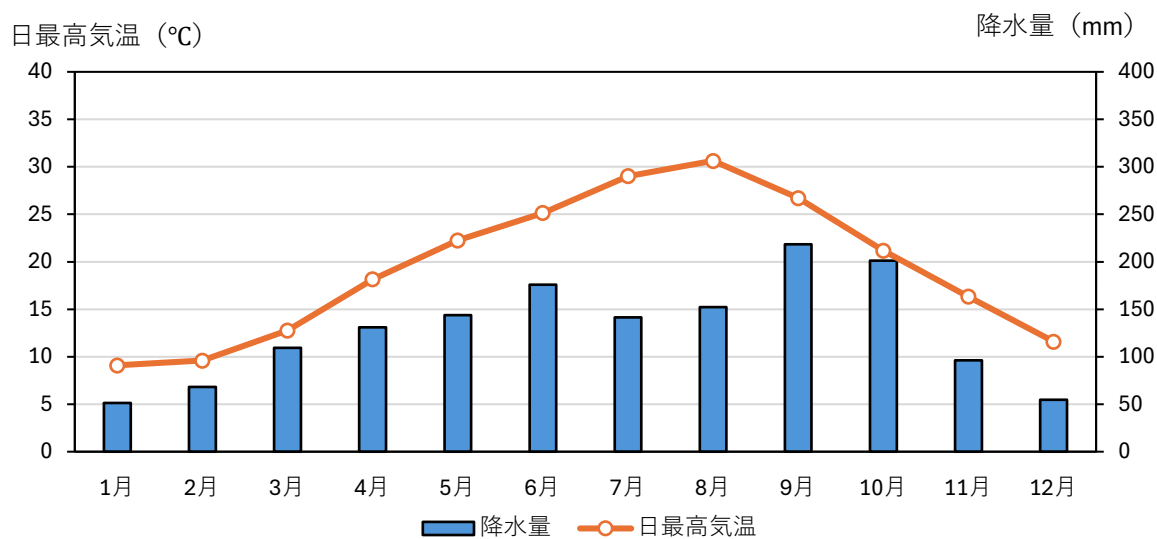
出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

図 1-6 笹目川流域 土地利用メッシュデータ (S51)



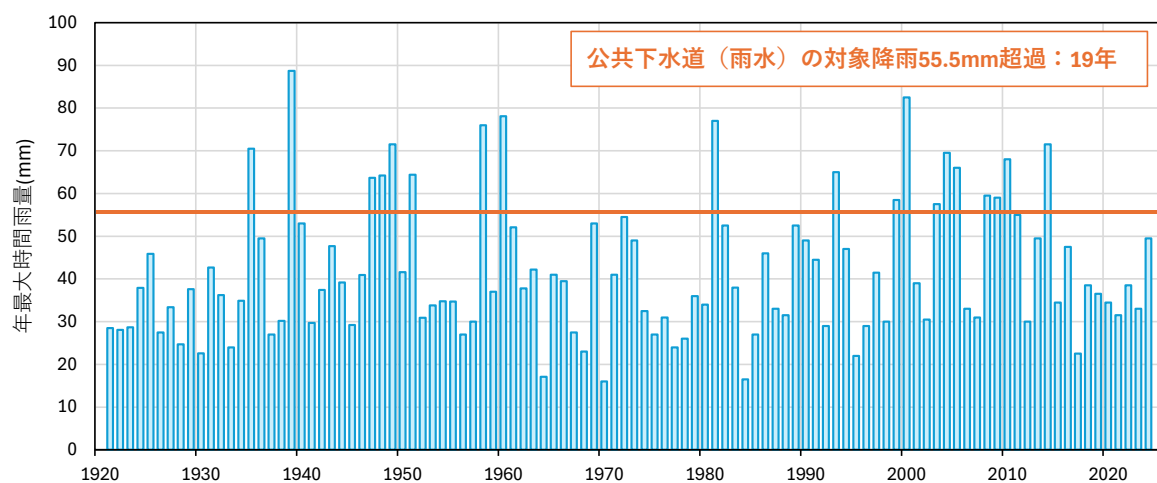
出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

図 1-7 笹目川流域 土地利用メッシュデータ (R3)



出典：気象庁の観測データをもとに作成、明治9年（1876年）～令和6年（2024年）

図 1-8 月別平均日最高気温及び降水量（東京観測所（気象庁観測点））



出典：気象庁の観測データをもとに作成、大正10年（1921年）～令和6年（2024年）

図 1-9 年最大時間雨量の経年変化（東京観測所（気象庁観測点））

第2項 河川の概要

笹目川は、さいたま市白幡を起点として南下し、水系の本川である荒川の左岸に合流する幹線流路延長 5.11km、流域面積 20.56km² の一級河川である。また、支川として、準用河川の文蔵川、普通河川のさくら川を抱えている。

荒川との合流点である下流端には、笹目水門および笹目川排水機場が建造され、荒川の水位が上昇した際には、水門を全閉し、排水機場からの排水を行う計画となっている。ただし、令和元年度東日本台風のような計画を超える外力が発生した際には、笹目川からの排水が追いつかず、内水氾濫リスクが懸念されている。

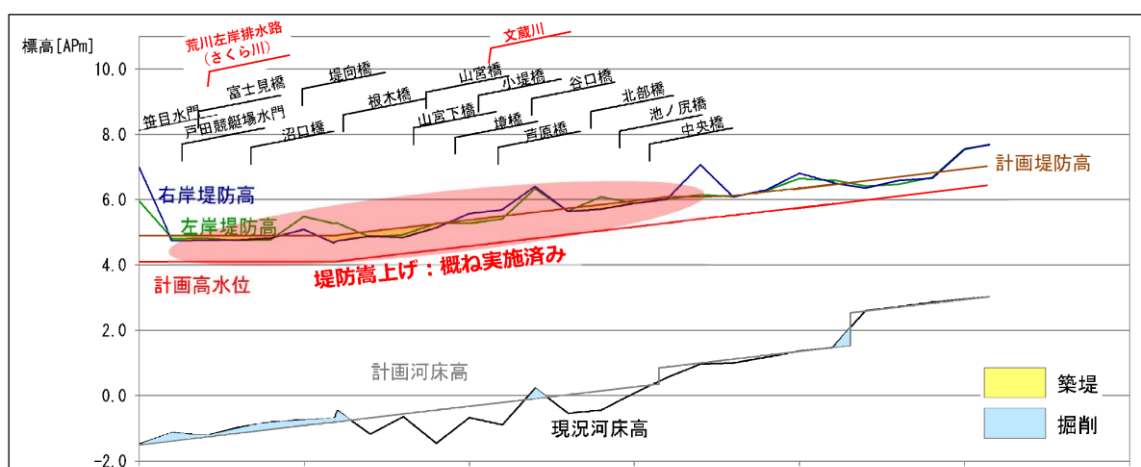


図 1-10 笹目川縦断図 (R3 測量成果)



図 1-11 笹目川の支川 (さくら川、文蔵川)



上流域の河川写真



中流域の河川写真



笹目川排水機場

笹目水門

下流域の河川写真

図 1-12 笹目川の現況写真

第3項 下水道の概要

笹目川に排水するさいたま市・戸田市の下水道排水区としては、分流式 34 排水区、合流式 2 排水区の合計 36 排水区によって構成されている。

雨水ポンプ（排水施設）は、計画 8 基のうち 6 基が設置済みである（残り 2 基のうち 1 基は整備中、1 基は未着手）。

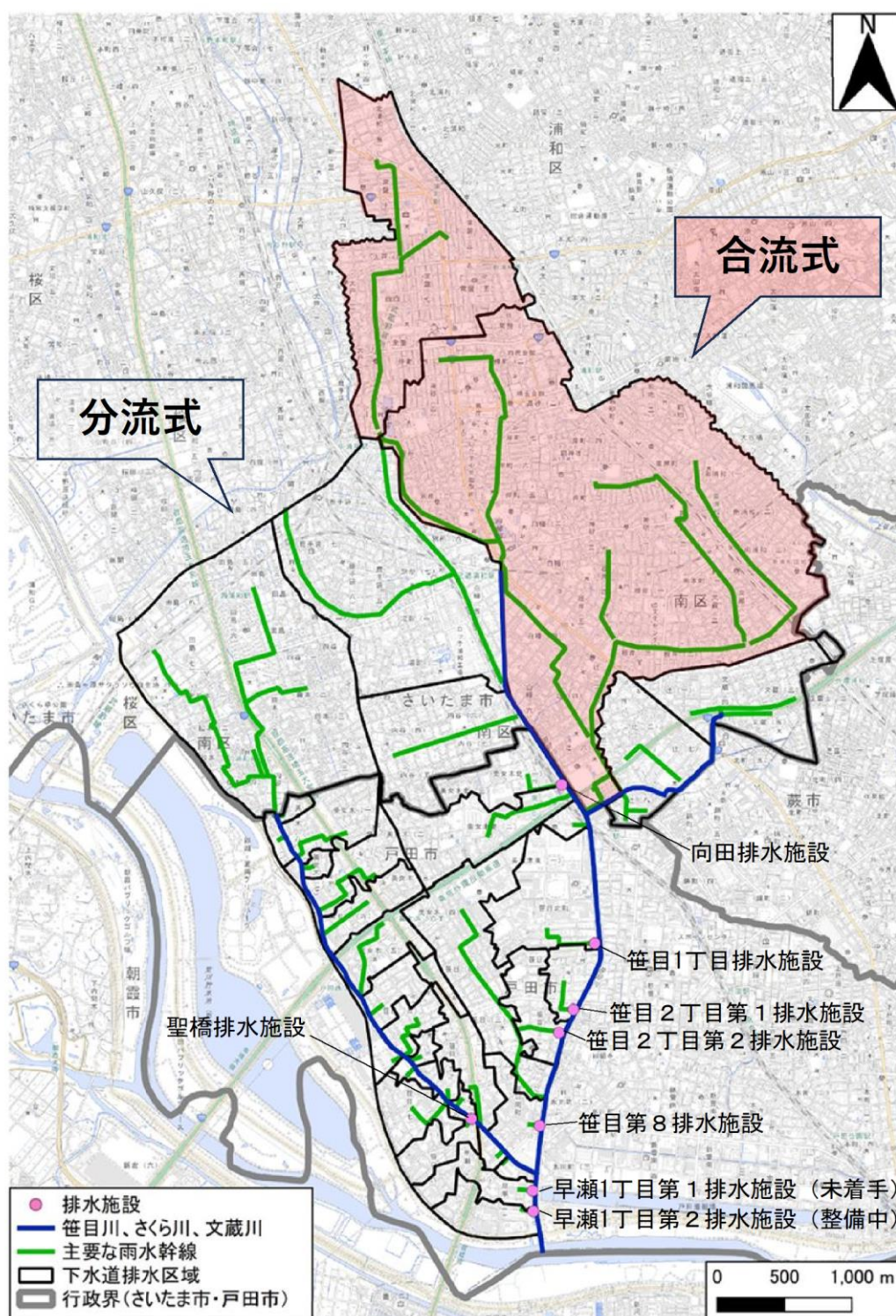


図 1-13 笹目川に排水する下水道排水区の位置図

表 1-2 下水道排水区（雨水）

市	排水区名称	主な雨水幹線	排除方式
さいたま市	鴨川第 42 処理分区	別所第 1 雨水幹線 北浦和雨水幹線	合流式
	南部第 10 処理分区	南浦和雨水幹線 白幡雨水幹線 別所第 2 雨水幹線 中央雨水幹線 根岸雨水幹線 谷場雨水幹線 大谷場雨水幹線	
	鹿手袋排水区	別所排水路 田島排水路	分流式
	内谷排水区	内谷雨水幹線	
	文蔵川第 1 排水区	文蔵川第 1～3 幹線	
	文蔵川第 2 排水区	文蔵第 4 幹線	
	荒川左岸排水区	荒川左岸第 1～4 号雨水幹線	
戸田市	笹目第 1 排水区	笹目第 1 雨水幹線	
	笹目第 2 排水区	笹目第 2 雨水幹線	
	笹目第 3 排水区	笹目第 3 雨水幹線	
	笹目第 4 排水区	笹目第 4 雨水幹線	
	笹目第 5 排水区	笹目第 5 雨水幹線	
	笹目第 6 排水区	笹目第 6 雨水幹線	
	笹目第 7 排水区	笹目第 7 雨水幹線	
	笹目第 8 排水区	笹目第 8 雨水幹線	
	笹目第 9 排水区	笹目第 9 雨水幹線	
	笹目第 10 排水区	笹目第 10 雨水幹線	
	荒川左岸第 1 排水区	荒川左岸第 1 号雨水幹線	
	荒川左岸第 2 排水区	荒川左岸第 2 号雨水幹線	
	荒川左岸第 3 排水区	荒川左岸第 3 号雨水幹線	
	荒川左岸第 4 排水区	荒川左岸第 4 号雨水幹線	
	荒川左岸第 5 排水区	荒川左岸第 5 号雨水幹線	
	荒川左岸第 6 排水区	荒川左岸第 6 号雨水幹線	
	荒川左岸第 7 排水区	荒川左岸第 7 号雨水幹線	
	荒川左岸第 8 排水区	荒川左岸第 8 号雨水幹線	
	荒川左岸第 9 排水区	荒川左岸第 9 号雨水幹線	
	荒川左岸第 10 排水区	荒川左岸第 10 号雨水幹線	
	荒川左岸第 11 排水区	荒川左岸第 11 号雨水幹線	
	荒川左岸第 12 排水区	荒川左岸第 12 号雨水幹線	
	荒川左岸第 13 排水区	荒川左岸第 13 号雨水幹線	
	荒川左岸第 14 排水区	荒川左岸第 14 号雨水幹線	
	荒川左岸第 15 排水区	荒川左岸第 15 号雨水幹線	
	荒川左岸第 16 排水区	荒川左岸第 16 号雨水幹線	
	荒川左岸第 17 排水区	荒川左岸第 17 号雨水幹線	
	荒川左岸第 18 排水区	荒川左岸第 18 号雨水幹線	
	荒川左岸第 19 排水区	荒川左岸第 19 号雨水幹線	

表 1-3 雨水ポンプの諸元

河川名	所管	排水施設名	排水区	排水量 (m ³ /s)	備考
笹目川	戸田市	向田排水施設	笹目第 1 排水区	2.000	既設
笹目川	戸田市	笹目 1 丁目排水施設	笹目第 4 排水区	1.000	
笹目川	戸田市	笹目 2 丁目第 1 排水施設	笹目第 6 排水区	3.400	
笹目川	戸田市	笹目 2 丁目第 2 排水施設	笹目第 5 排水区	1.000	
笹目川	戸田市	笹目第 8 排水施設	笹目第 8 排水区	0.635	
さくら川	戸田市	聖橋排水施設	荒川左岸第 16 排水区	1.000	
笹目川	戸田市	早瀬 1 丁目第 2 排水施設	笹目第 10 排水区	1.120	整備中
笹目川	戸田市	早瀬 1 丁目第 1 排水施設	笹目第 9 排水区	1.120	未着手

第2節 過去の浸水被害の状況

笹目川では台風や集中豪雨等により、内水氾濫による浸水被害が発生している。

近年では、令和元年度東日本台風によって、広範囲で強い降雨が続いたため、荒川本川の水位上昇に伴う笹目水門閉鎖によって、内水氾濫が発生している。また同時に、笹目川から戸田漕艇場への流出に起因した菖蒲川流域における浸水被害も発生しており、床上・床下合わせて178戸の浸水被害が発生している。

表 1-4 笹目川流域における近年洪水と浸数戸数

洪水年月	流域平均 24 時間雨量 (mm/24hr)	浸水面積 (m ²)	浸水家屋 (戸)		
			床下	床上	合計
H25.9 台風	134.1	1,924.41	10	1	11
H25.10 台風	202.4	2,090.56	10	1	11
H27.9 台風	184.8	680.30	3	1	4
H28.8 台風	150.3	2,472.00	11	1	12
R1.10 台風	292.4	45,911.10	47	131	178



図 1-14 令和元年度東日本台風の被害状況の写真

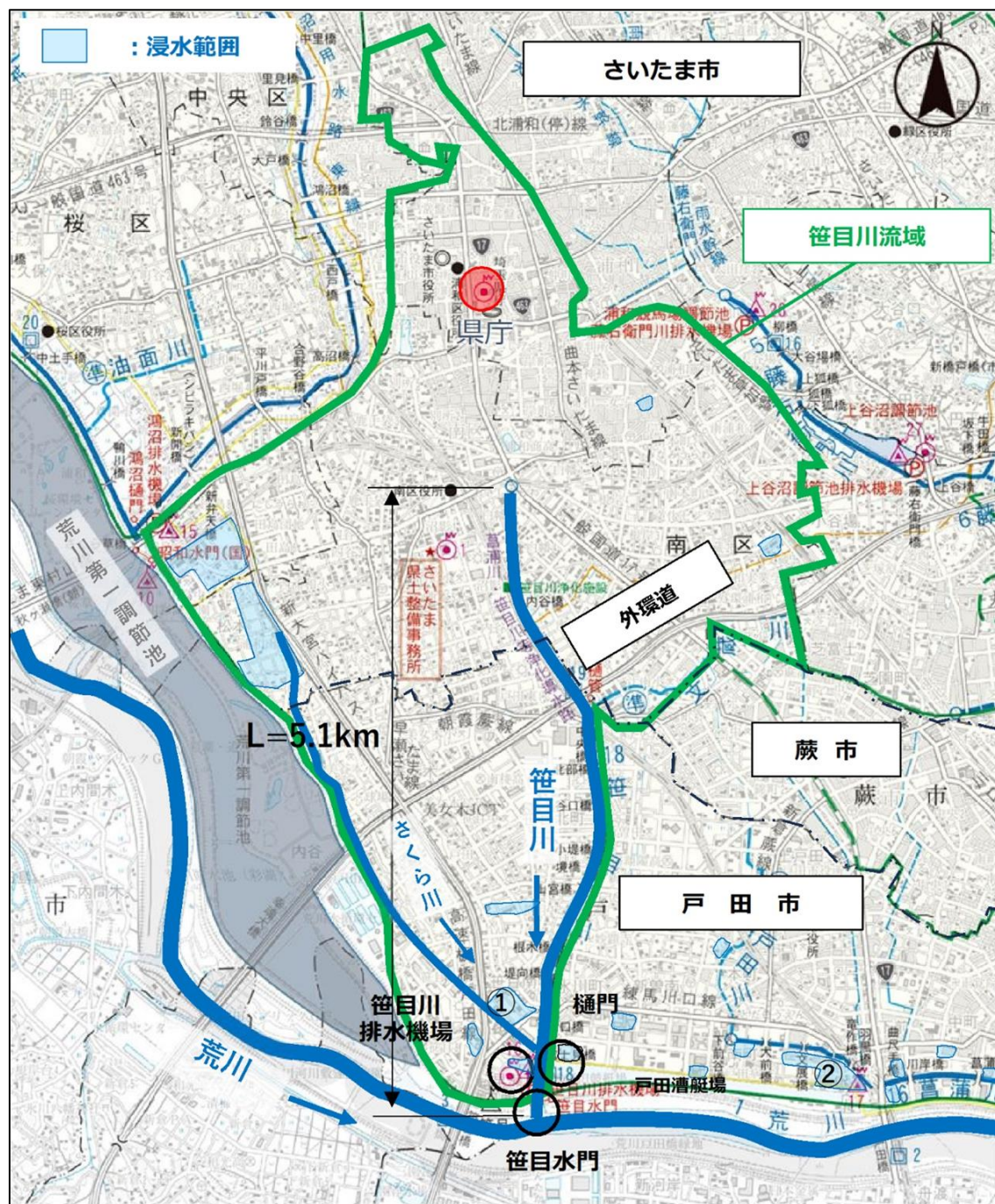


図 1-15 令和元年度東日本台風の浸水実績図

第3節 笹目川流域の整備状況

第1項 笹目川流域の整備状況の沿革

笹目川流域の治水計画としては、昭和40年に「荒川水系工事实施基本計画」が建設省（現・国土交通省）によって策定され、治水・利水の河川工事の基本事項が定められた。その後、「笹目川改良工事全体計画」、「荒川左岸排水路全体計画」、「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画」等を策定している。

また、令和元年東日本台風による浸水被害発生を契機として、「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画」を令和7年に変更し、笹目川を対象として河川整備計画の目標降雨を、時間雨量50mm/hr（3年確率降雨）から、日雨量220mm/24hr（10年確率降雨）に引き上げるとともに、令和元年度東日本台風と同規模の洪水に対して、被害を防止・軽減することのできる治水施設の整備を行っている。

表 1-5 治水計画及び整備状況の沿革

年度	流域の動向
昭和40年	荒川水系工事实施基本計画 策定
昭和42年	笹目川を一級河川に指定
昭和45年	笹目川改修事業計画 策定
昭和53年 ～平成11年	中小河川改修事業の実施
昭和60年	笹目水門完成
平成2年	笹目川改良工事全体計画書 策定
平成9年	笹目川改良工事全体計画書 変更
平成13年	荒川左岸排水路全体計画 策定
平成18年	荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画（県管理区間） 策定
令和元年	令和元年東日本台風による被災
令和7年	荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画（県管理区間） 変更

第2項 笹目川の整備状況

笹目川の河道整備は、山宮橋（1.8k 付近）までは 50 年確率規模（96mm/hr）、それより上流は 5 年確率規模（59mm/hr）で整備済みである。そのため、概ね整備計画規模の河道整備が完成している。

令和元年度東日本台風以降の整備としては、流下能力確保を目的とした治水対策（浚渫、堤防の嵩上げ）のほか、雨水ポンプや校庭貯留等の流域対策を進めている。

また、「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画（令和 7 年変更）」で位置付けた（仮称）戸田公園樋門の建造や笹目川排水機場のポンプ増強（ $30\text{m}^3/\text{s} \Rightarrow 50\text{m}^3/\text{s}$ ）を、現在整備中である（令和 8 年 5 月時点）。



図 1-16 河道の土砂撤去（浚渫）

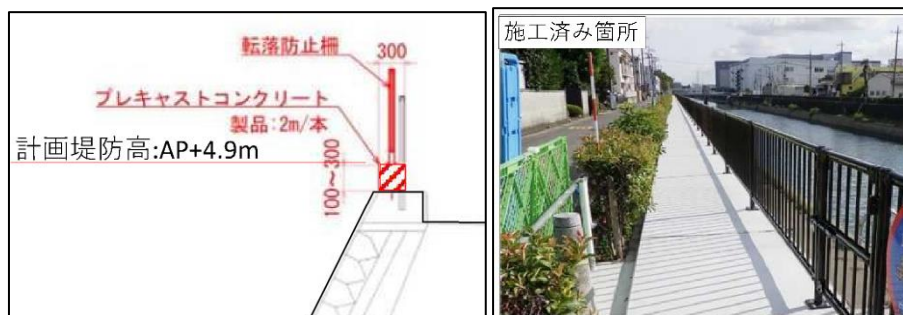


図 1-17 堤防の嵩上げ

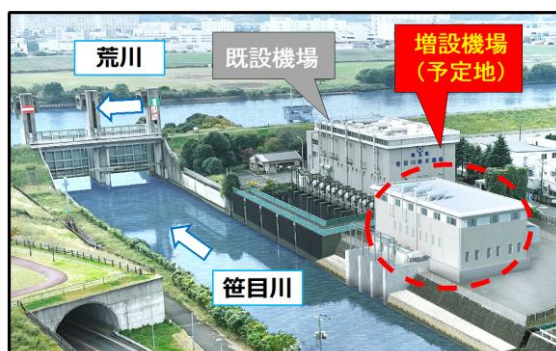
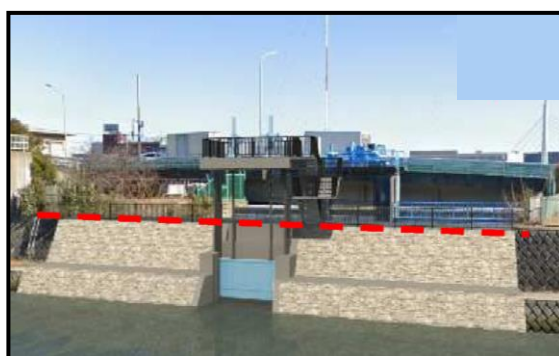


図 1-18 笹目川排水機場の増設



1-19 （仮称）戸田公園樋門

支川のさくら川は、時間雨量 50mm 程度の雨水（年超過確率 1/3 年）を安全に流下できる構造で整備を進めており、約 57.7%の護岸改修が完了している（2026 年 1 月時点）。

また、令和元年度東日本台風で溢水が発生したさくら川では、河道内樹木伐採（R5 年度実施）や橋梁部止水パネルの設置（R6 年度実施）等の整備を行っている。

なお、支川の文蔵川は全区間整備済みである。



図 1-20 さくら川の改修済みの整備状況
(上図：整備前、下図：整備後)

第3項 笹目川特定都市河川流域における現状の課題

令和元年度東日本台風時において浸水被害が発生したことを踏まえ、笹目水門閉鎖等に伴う内水氾濫による被害が懸念される。

さらに、近年では、気候変動の影響による短時間降雨量は増加傾向にあり、更なる降水量の増加も懸念される。

【流域の課題】

- ・ 荒川合流部の笹目水門閉鎖等に伴う内水氾濫による被害
- ・ 戸田漕艇場の貯留機能の活用と予備放流水位の設定

【河川の課題】

- ・ 笹目川は整備計画規模で整備されているが、笹目水門閉鎖による水位上昇によって、内水氾濫を発生させる懸念がある。
- ・ さくら川の護岸整備が未整備の区間が残存しており、溢水が懸念される。
- ・ 笹目川排水機場のポンプ増強（ $30\text{m}^3/\text{s} \Rightarrow 50\text{m}^3/\text{s}$ ）が未実施である。

【下水道の課題】

- ・ 下水道事業（雨水）の未整備エリアが残っており、今後も計画降雨に対する整備を推進する必要がある。

第1節 基本的な考え方

令和元年度東日本台風（実績降雨）を都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）として定め、河川整備や荒川への排水機能向上により、河川からの浸水被害の解消を図る。

さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む。

これらの基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策の3つ観点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。



図 2-1 特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策（イメージ）

第2節 計画期間

計画期間は、河川整備計画、下水道計画、都市計画の計画期間を考慮したうえで設定するものとする。

河川整備計画については、令和7年度に変更した「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画」の対象期間は概ね30年となっている。

下水道計画については、「さいたま市下水道長期計画」や「戸田市上下水道ビジョン」において、概ね10年となっている。

都市計画については、「さいたま市都市計画マスタープラン」や「戸田市都市マスタープラン」において、概ね20年となっている。

上記の計画期間および残年度を踏まえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、計画期間を概ね20年とする。

なお、計画期間はこれまでの災害発生状況、現時点の課題や河道状況等を踏まえたものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術進歩、まちづくり等の社会経済の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行うものとする。

表 2-1 河川整備計画、下水道計画、都市計画における計画期間

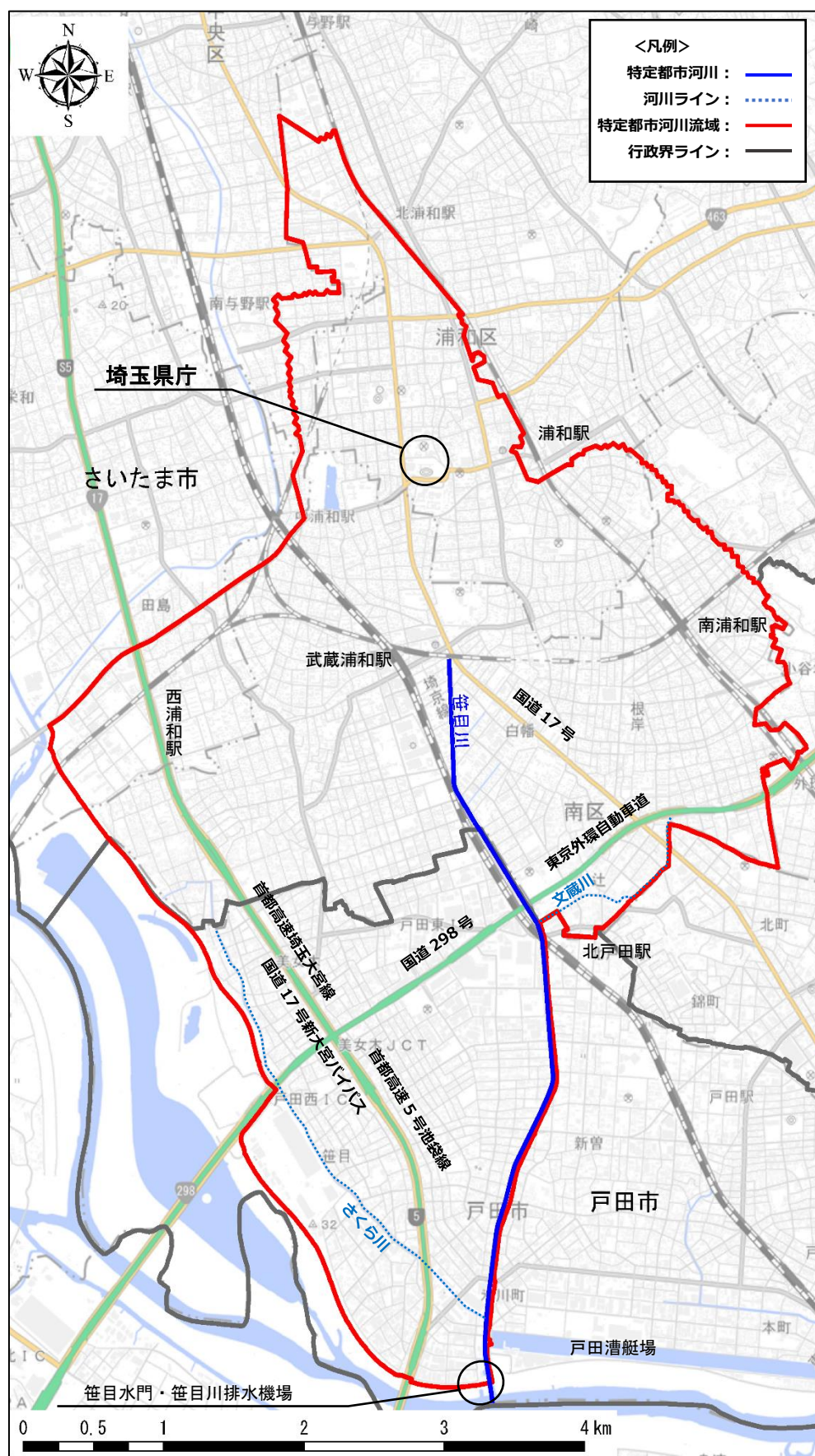
分野	計画名	各計画の概要	策定年	計画期間
河川	荒川左岸ブロック河川整備計画	河川法に基づき、河川管理者がおおむね30年間で河川の整備や管理について具体的な目標や内容を定めたもの	平成18年2月 (変更：令和8年3月)	30年
下水道	さいたま市下水道長期計画	下水道事業を進めるにあたり、長期的な視点に立った基本的な方針や方向性を示すことを目的とした計画	令和3年	10年
	戸田市上下水道ビジョン		令和8年	10年
まちづくり	さいたま市都市計画マスタープラン	都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき将来像などの基本的な方針を定めた計画	平成26年	20年
	戸田市都市マスタープラン		令和8年	20年

第3節 計画区域

本流域水害対策計画の計画区域は、笹目川特定都市河川流域全体とし、河川対象区域は、笹目川の1級河川区間を対象とする。

表 2-2 河川対象区間

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
笹目川	左岸 さいたま市南区白幡4丁目 1167-1	荒川への合流点	5.110
	右岸 さいたま市南区白幡5丁目 1507-7		



第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画」において笹目川は、年超過確率 1/10 程度に相当する降雨により発生する洪水に対して、これを安全に流下させる整備を進めており、令和元年度東日本台風と同規模の洪水に対して、被害を防止・軽減させる整備を進めている。

さいたま市と戸田市の下水道計画は、5年確率降雨（55.5mm/hr）を計画降雨として整備を進めている。

近年、全国的に想定している外力を上回る降雨が発生しており、本県においても、今後の治水対策として、気候変動の進行に伴う豪雨の激甚化・頻発化によって、毎年のように大洪水が生じ得るとの意識のもと、備えを進めていくことが必要である。

これらを踏まえ、笹目川流域における浸水被害軽減に向けた実効性などを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）を流域平均雨量 292.4mm/24 時間（令和元年 10 月 12 日洪水（令和元年東日本台風））とし、河川整備、下水道整備、流域における貯留機能の保全、また防災教育・広報等のソフト対策等を一帯に進め、流域内住民等の安全確保を図る。

なお、埼玉県治水計画における気候変動への対応は検討中である。今後、気候変動に対応した河川整備計画が整理された際には、本計画も気候変動対応について整理を行う。

第3章 都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

第1節 都市浸水想定

都市浸水想定として、計画対象降雨（流域平均雨量 292.4mm/24 時間：令和元年 10 月 12 日洪水（令和元年東日本台風））が生じた場合に、浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深や範囲を示す。

表 3-1 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積

時点		都市浸水想定（現況）	ハード整備実施後の都市浸水想定（参考）※1
浸水戸数※3 （戸）		8,242 戸 （床下：7,465 戸・床上：777 戸）※2	400 戸 （床下：376 戸・床上：24 戸）※2
浸水面積（ha）※3		370.1ha	21.7ha
計算条件	河川	現況 （R8.3 月時点）	河道横断形状：計画横断
	下水道（雨水）		さいたま市：整備促進エリアの整備 戸田市：未整備箇所の整備 ⇒雨水管渠の貯留効果を見込む
	笹目川排水機場		排水能力増強：+20m ³ /s （30m ³ /s⇒50m ³ /s）
	内水ポンプ		整備中のポンプも見込む
	戸田漕艇場	漕艇場への流入なし 【戸田公園樋門：建造済み】	漕艇場の貯留施設としての活用 ・取水口越流堤高：A. P. +2.9m ・予備放流水位：A. P. +1.0m ・貯留上限水位（仮）：A. P. +3.1m
	流域対策（既存の雨水貯留浸透施設）	現況（雨水貯留施設が 9.6 万 m ³ 、雨水浸透施設が 0.2 万 m ³ /h）	

※1 ハード整備実施後の都市浸水想定（参考）は、上表記載の整備実施後の浸水想定である。残る被害湛水（3.9 万 m³（図 3-3 参照））については雨水貯留浸透施設（P33 参照）の整備により解消を図る。

※2 床上・床下は、0.5m（出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版））を閾値にして算出。

※3 浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定 of の区域に基づき算出（解析メッシュサイズ：25m、地域メッシュ統計等による機械的な浸水戸数の算出他）。

※4 内水による湛水を考慮。

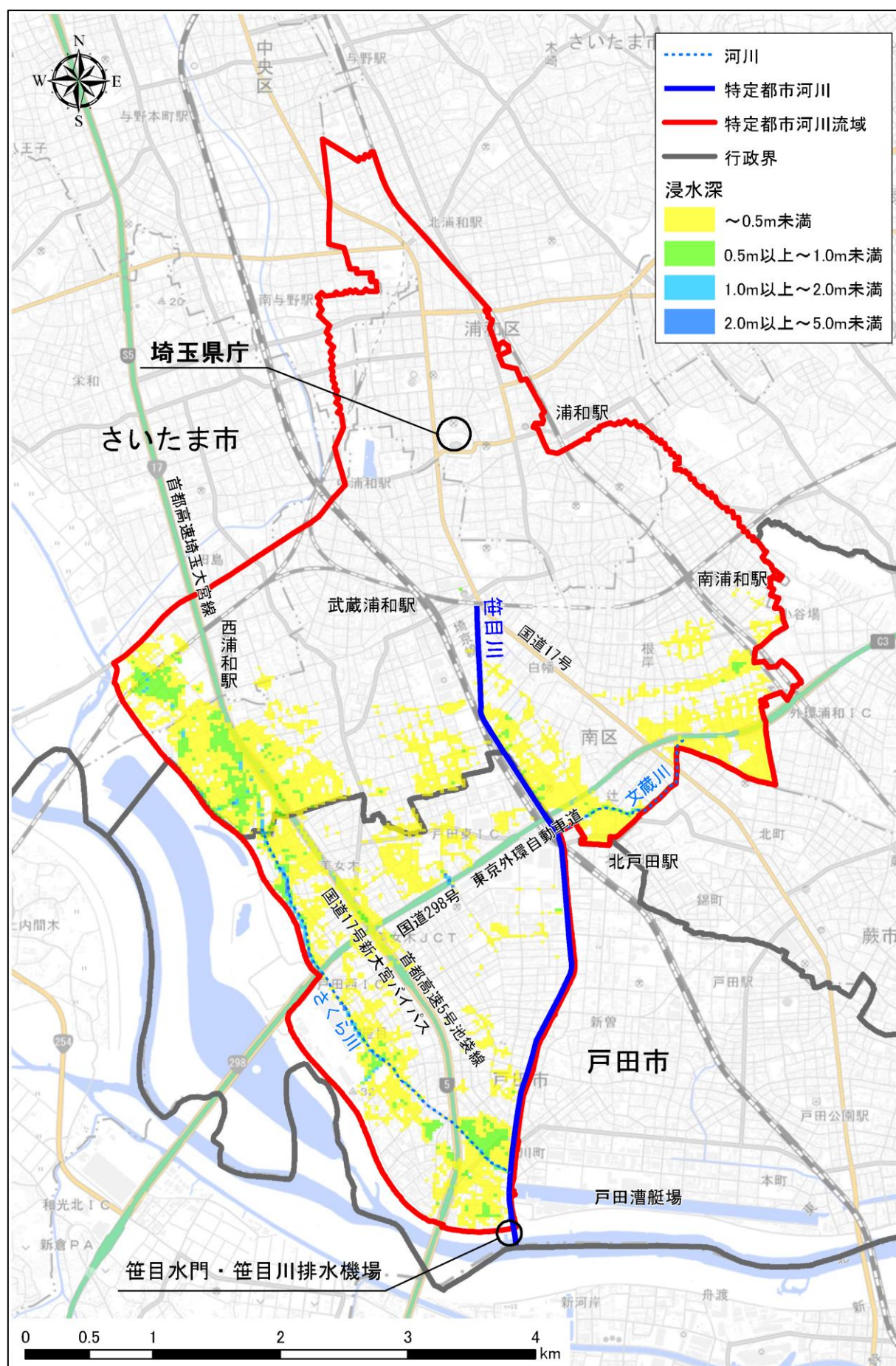




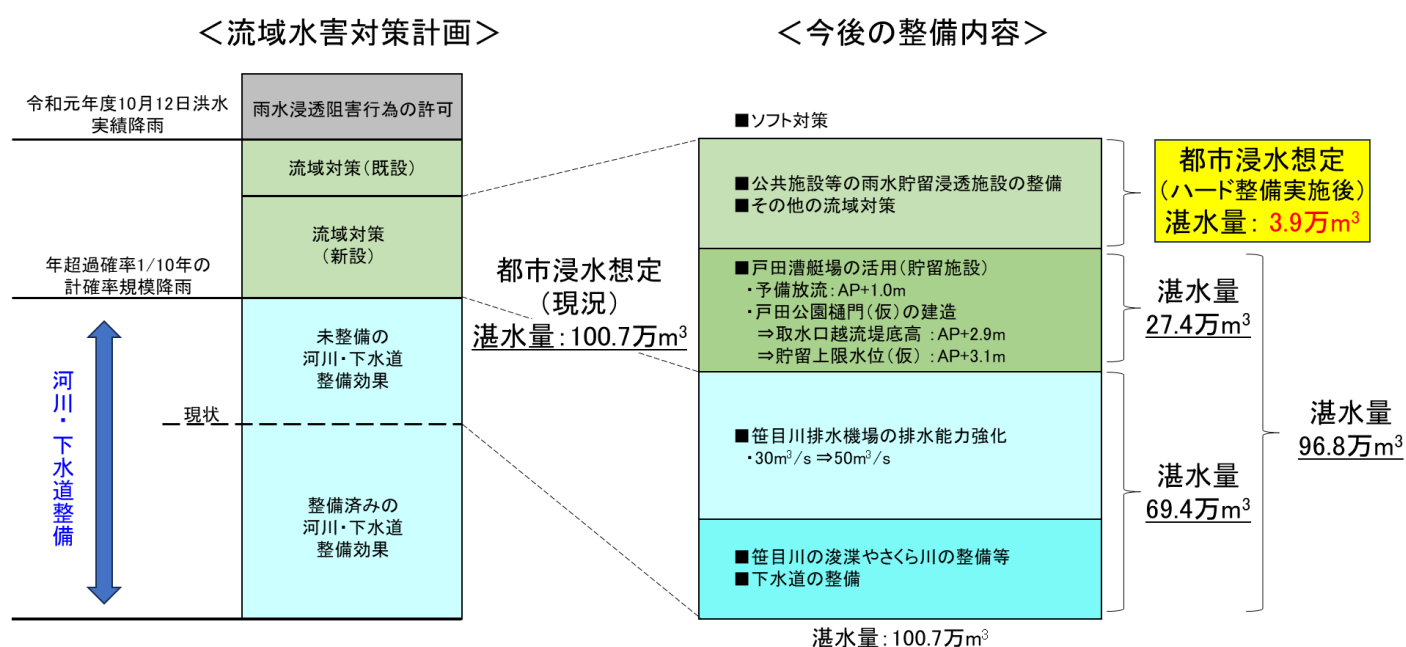
図 3-2 ハード整備実施後の都市浸水想定

第2節 流域水害対策計画における浸水被害防止対策

本計画における整備メニューとして、河川整備計画で計画されている笹目川排水機場のポンプ増強および（仮称）戸田公園樋門の建造に加え、戸田漕艇場の貯留機能活用を見込むこととする。

しかし、ハード整備（河川整備・戸田漕艇場の活用を含む）実施後であっても、計画対象降雨発生時に浸水被害が残存する（湛水量 3.9 万 m³）。この残存する浸水被害解消に向けて、流域対策（公共施設等の雨水貯留浸透施設の整備、各戸貯留等）を推進する。

また、計画を上回る洪水に対しても、氾濫の被害をできるだけ軽減するソフト対策を推進する。



※対策量については、都市浸水想定シミュレーションに基づき算出したものである。

図 3-3 笹目川流域における流域分担量

第4章 特定都市河川の整備に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所

令和7年1月に変更した「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画<県管理区間>」および「さくら川整備計画」に基づき、以下の河川工事を実施する。

表 4-1 河川工事の対象河川及び施工区間

河川	主体	区間	整備概要
笹目川	埼玉県	0.27km（左岸）	樋門改修 ※（仮称）戸田公園樋門
さくら川	戸田市	全区間	護岸改修

第2節 内水対策工事の目的、種類及び施工の場所

笹目川流域では、本川である荒川の水位上昇に伴う笹目水門閉鎖に起因して、笹目川が水位上昇し、支川および流域からの排水ができなくなる内水氾濫が発生していることから、内水排除機能を向上させるために、以下の内水対策工事を実施する。

表 4-2 内水対策工事を行う予定の箇所

河川	主体	地点	整備概要
笹目川	埼玉県	笹目川の荒川合流部（右岸）	笹目川排水機場の ポンプ増強
笹目川	戸田市	笹目第9排水区の流末	内水ポンプの設置 ※早瀬1丁目第1排水施設
笹目川	戸田市	笹目第10排水区の流末	内水ポンプの設置 ※早瀬1丁目第2排水施設

第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行 う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討する。

第6章 下水道管理者が行う特定都市河川下水道の整備に関する事項

さいたま市、戸田市における下水道整備においては、既存の下水道計画に則り、整備を進める。

さいたま市は、“田島6丁目”、“内谷2丁目”、“松本”の3エリアを、下水道（雨水）の整備促進エリアとして、また、“鴨川第42処理分区”、“南部第10処理分区”の2エリアを、整備強化エリアとして、今後整備を進める。

戸田市は、下水道（雨水）の未整備エリア全域を対象に、今後整備を進める。また、雨水ポンプ（排水施設）についても、未整備2基の整備を進める。

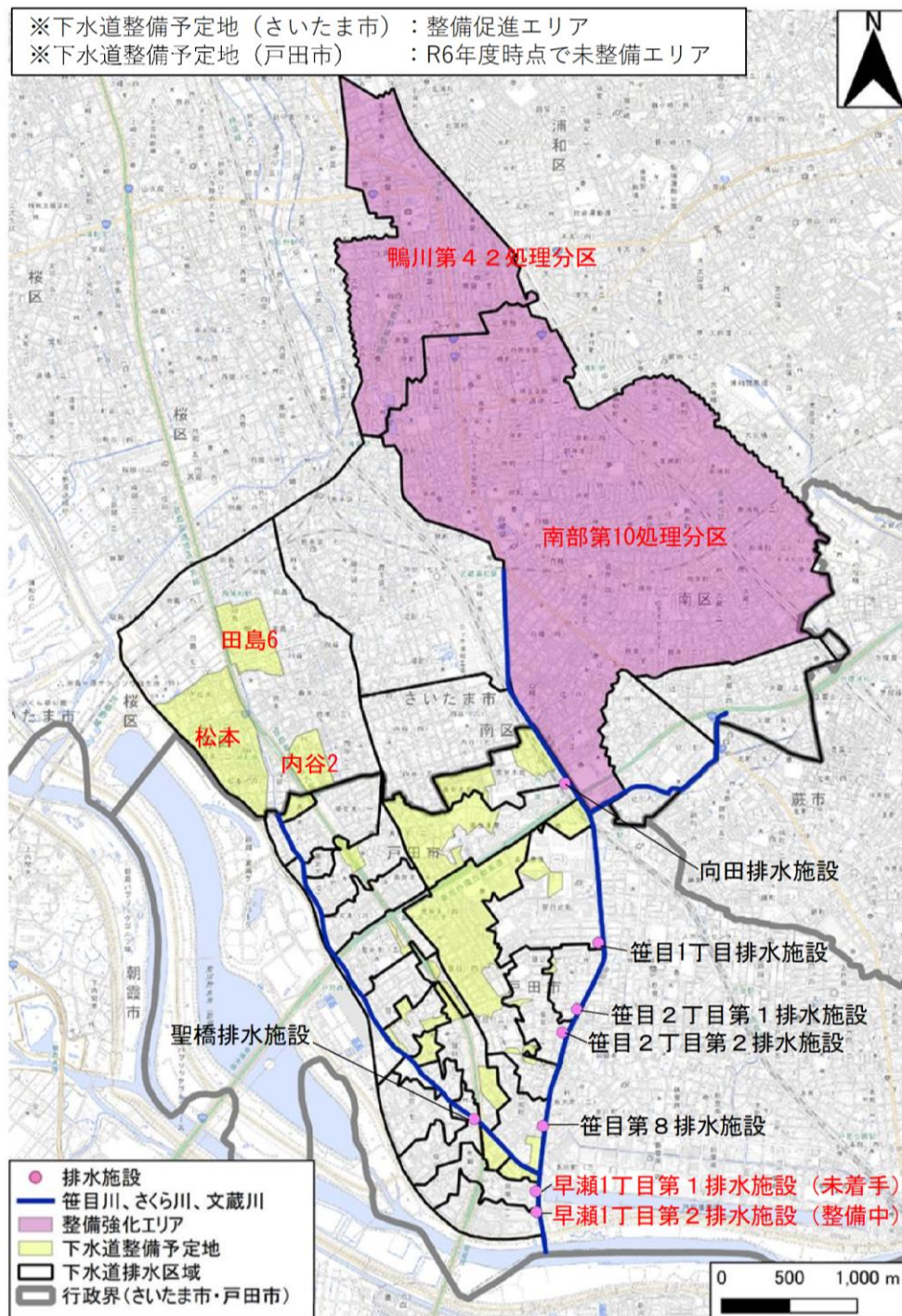


図 6-1 笹目川流域の下水道整備予定地

<参考> 下水道整備の資料

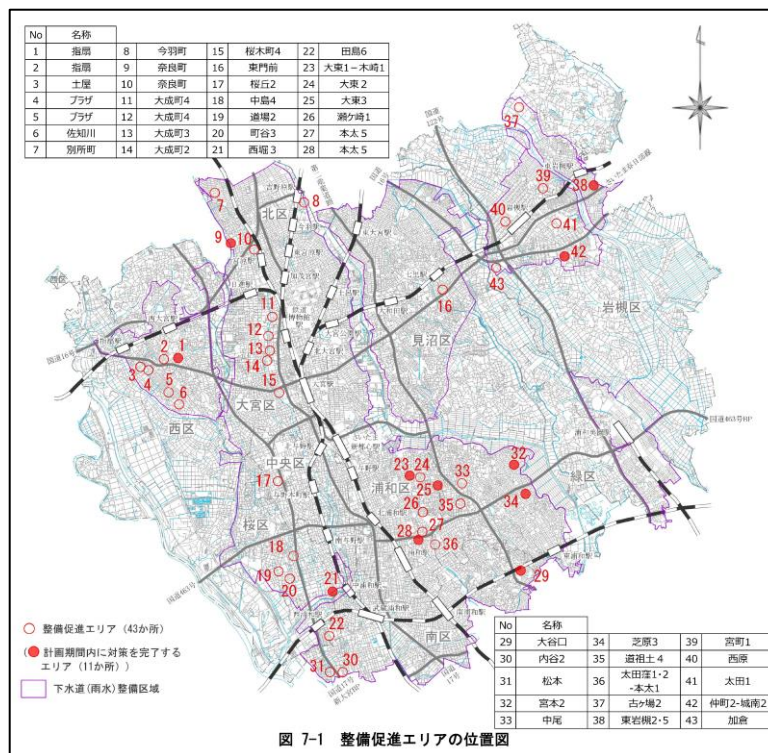


図 6-2 さいたま市における下水道（雨水）の整備促進エリア

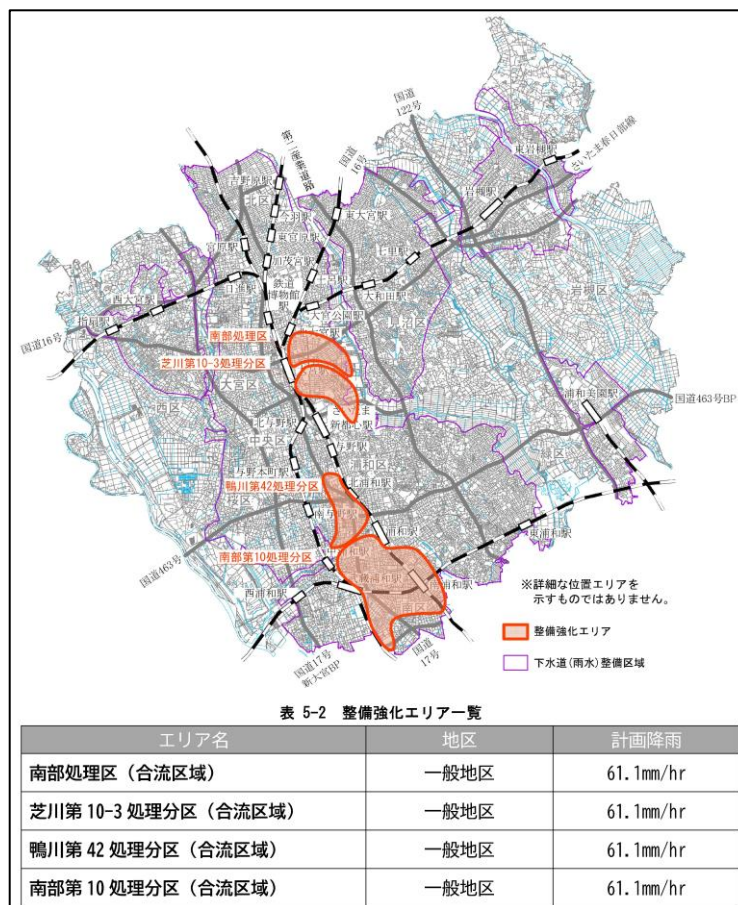


図 6-3 さいたま市における下水道（雨水）の整備強化エリア

出典：さいたま市下水道浸水対策計画（令和8年3月）

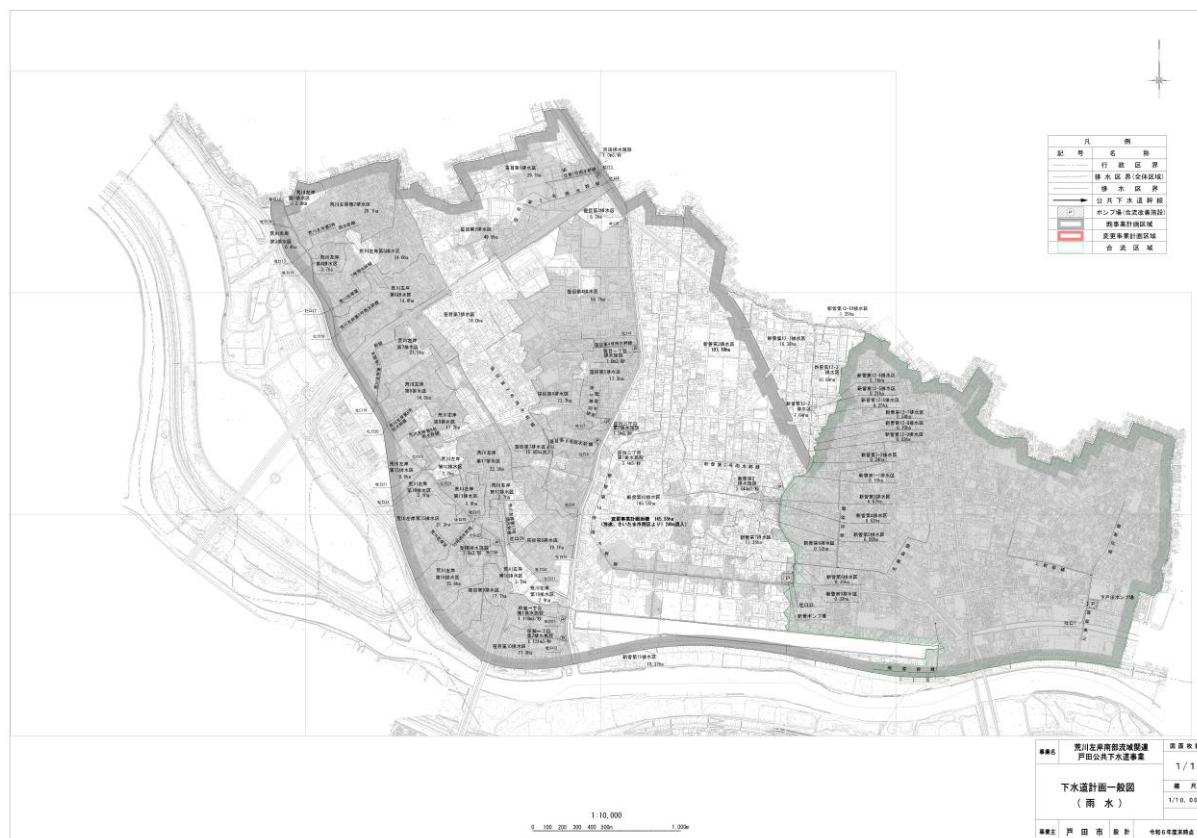


図 6-4 戸田市の下水道計画一般図（雨水）R6 度末時点

第7章 特定都市河川において河川管理者及び下水道管理者以外の者が 行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るため の雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

第1節 雨水貯留浸透施設

流域からの雨水流出抑制を目的として、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進する。

また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。雨水浸透阻害行為許可を目的とした雨水貯留浸透施設を設置する際には、追加の対策容量を確保するように働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に基づく支援制度も活用する。

さらに、個人住宅等に設置する各戸貯留（雨水貯留タンクや浸透枳の設置等）の促進を図るための周知活動に取り組む。

既存の雨水貯留浸透施設（他法令等に基づく指導等）の設置分は、雨水貯留施設が9.6万 m^3 、雨水浸透施設が0.2万 m^3/h である。

この取組の目標量としては、ハード整備（河川整備・戸田漕艇場の活用）実施後に残る浸水（湛水量3.9万 m^3 ）の解消分を見込む。

第2節 戸田漕艇場の貯留機能活用

戸田漕艇場の貯留機能を活用し、笹目川の水位低下や笹目川流域における内水被害の軽減・防止を図る。そのため、貯留施設として活用可能にするため、（仮称）戸田公園樋門の早期整備及び操作規程の策定を図り、計画的な運用を行う。

さらに、台風の接近等により大雨が予測される際には、事前放流により漕艇場の水位を低下させ、貯留容量の確保を図る。

本計画における戸田漕艇場の貯留機能活用については、事前放流によってAP+1.0mまで水位を下げた状態から、AP+3.1mまでの貯留機能を見込む（都市浸水想定シミュレーションでは、湛水量27.4万 m^3 の解消効果を見込む）。

今後については、関係者との協議の上さらなる貯留機能の拡大に向けて調整を行う。

第3節 既存の調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全

流域に設置されている調整池は、流域内の浸水被害の防止に有効であることから、法第44条の保全調整池の指定などにより、その機能の保全に努める。

雨水の一時的な保水・遊水機能を有する緑地や沼等の保全に努め、流域全体の保水力の維持を図る。

第4節 雨水浸透阻害行為の許可等

特定都市河川浸水被害対策法に基づく開発等による1000㎡以上の雨水浸透阻害行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。

さらに、これまで取り組んできた対策が減退しないように、今後も都市計画法に規定する開発行為や流域自治体が定めた条例等の手続きを要する土地の改変に該当する雨水浸透阻害行為を実施する際は、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水流出抑制対策と表7-1の他法令等に基づく雨水流出抑制対策とを比較して雨水流出抑制量が大きい方の対策を講じる※¹。

対策工事の義務付けの対象外となる1000㎡未満の行為に対しても、他法令等に基づく雨水流出抑制対策に係わらずとも、特定都市河川浸水被害対策法第40条に基づいて、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置が行われるように求める。

※1 「雨水流出抑制量」は、「対策容量」及び「放流量」とし、以下により「流出抑制量が大きい方」と定義する。

【対策容量】

「各地域の基準※²に基づく対策量（m³）」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量（m³）」のうち、大きい方を適用する。

【放流量】

「各地域の基準※²に基づく許容放流量（m³/s）」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量（m³/s）」のうち、小さい方を適用する。

※2 「各地域の基準」とは、表7-1に示す雨水流出抑制対策を求める他法令等による規制を指す。

表 7-1 雨水流出抑制対策を求める規制一覧

自治体名	他法令等による規制
埼玉県	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
さいたま市	さいたま市開発行為等に関する道路等及び排水施設技術基準（排水）
戸田市	戸田市宅地開発事業等指導条例

※上表は令和8年6月時点のものであり、各自治体のHP・窓口等で最新のものを随時公表している。

第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等（国及び地方公共団体以外の者）は、以下の認定の基準に適合する場合に、施設の設置管理に関する雨水貯留浸透施設整備計画を作成した上で、法に基づき、埼玉県知事に申請することと、認定を受けることができる。

計画の認定を受けた施設は、国及び地方公共団体による設置費用の補助、固定資産税の減税及び管理協定制度により地方公共団体による管理の対象とすることができるものである。

<施設の規模に係る認定の基準>

雨水貯留浸透施設の総貯水量から雨水浸透阻害行為の対策工事または他法令による流出抑制対策による確保すべき貯留量の大きい方の貯留量を除いた貯留量が30m³以上とする。

今後、当該基準について、規則で、区域を限り 0.1m³～30m³ 未満の範囲内で引き下げる場合は、本計画を変更し、引き下げ後の規模を明示する。

<施設の構造及び設備に係る認定の基準>

- ・ 堅固で耐久力を有する構造であること。
- ・ 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。

<施設の管理の方法に係る認定の基準>

- ・ 点検が適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- ・ 点検により、施設の損傷、腐食、劣化その他の異常であることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- ・ 施設の維持管理が計画的に行われるものであること。

<施設の管理の期間に係る認定の基準>

施設の管理の期間に係る認定の基準は、10年以上とする。

今後、当該基準について、10年を超え50年以下の範囲内で引き延ばす場合は、本計画を変更し、引き伸ばし後の規模を明示する。

認定権者である埼玉県知事は、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前相談の窓口となって対応する。

第9章 下水道管理者が管理する特定都市河川下水道のポンプ施設の操作に関する事項

笹目川特定都市河川流域において、下水道管理者が管理するポンプ施設（雨水）は、下表のとおりである。

戸田市排水機場操作規則に基づき、適切に行う。

今後必要に応じて操作規則について見直しを行い、流域全体における浸水被害の最小化を図る。

表 9-1 雨水ポンプの諸元

河川名	所管	排水施設名	排水区	排水量 (m^3/s)	備考
笹目川	戸田市	向田排水施設	笹目第1排水区	2.000	既設
笹目川	戸田市	笹目1丁目排水施設	笹目第4排水区	1.000	
笹目川	戸田市	笹目2丁目第1排水施設	笹目第6排水区	3.400	
笹目川	戸田市	笹目2丁目第2排水施設	笹目第5排水区	1.000	
笹目川	戸田市	笹目第8排水施設	笹目第8排水区	0.635	
さくら川	戸田市	聖橋排水施設	荒川左岸第16排水区	1.000	整備中
笹目川	戸田市	早瀬1丁目第2排水施設	笹目第10排水区	1.120	

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項

都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、水害リスクマップ、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、笹目川流域水害対策協議会にて検討していくものとする。

水害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、笹目川流域水害対策協議会の場を活用し、河川、下水、都市、農林、防災、その他の関係する部局が連携し、都市計画や防災指針を含む立地適正化計画などのまちづくりに関する計画等との整合・連携を図る。

	地区	土地の利用について留意すべき事項	浸水被害対策の検討
(1)	D・E地区	地域の中心地であり人口・資産が集中しているブロックであり、床上浸水による資産の被害リスクが大きい土地である	河川・下水道等の対策を実施し、流域水害対策計画の計画期間内に浸水被害を解消・軽減させる
(2)	A・G地区	想定浸水深が大きい人命リスクが大きい土地である	浸水被害防止区域に指定することにより、住民等の生命・身体を保護する。
(3)	F地区	農地等として貯留機能を有するブロックであり、下流側の浸水リスク低減に寄与する可能性がある土地である	貯留機能保全区域に指定するなどにより、土地が有する貯留機能を将来に渡って保全する。
(4)	B・C地区	人口・資産の分布が進んでおらず、水災害リスクが比較的小さいブロックであるが、一定の浸水が想定されることに留意すべき土地である	浸水しても被害が軽減されるよう、水災害リスクを周知する。

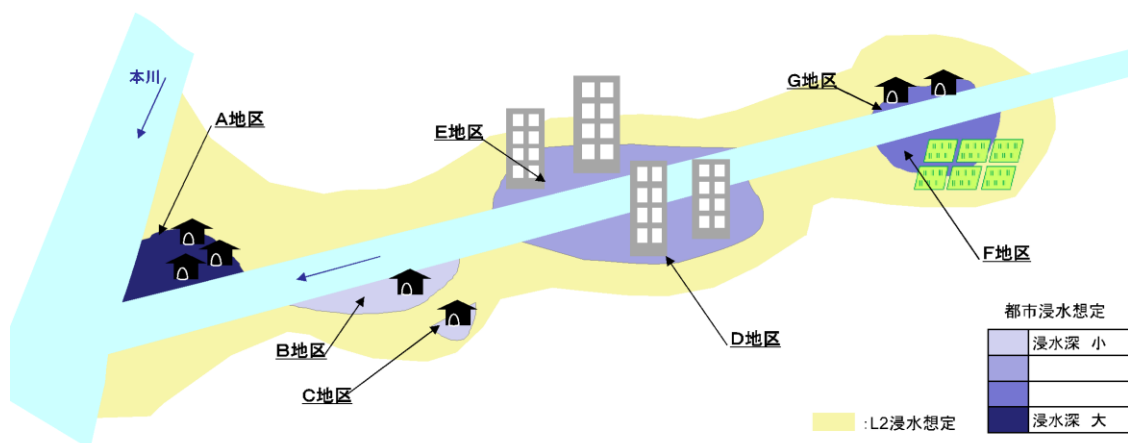


図 10-1 ブロックごとの都市浸水想定及び浸水被害対策（検討のイメージ）

第 1 1 章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を「貯留機能保全区域」に指定する。

また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じる恐れがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。

区域の指定の検討にあたっては、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理者、下水道管理者及び関係市町は、指定権者に対し、必要な情報提供、助言、その他援助を行う。

第 1 節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用が見込める土地であって、従来から農地等として保全されてきた土地が対象となる。

笹目川特定都市河川流域は、市街化が著しく進展した地域であり、都市浸水想定区域内において、貯留機能保全区域に指定できる農地等は限定されている。

そのため、笹目川沿いの農地や流域内の沼等について、区域指定を検討していく。

第 2 節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、洪水または雨水出水が発生した場合に著しい危害が生じるおそれがある土地を対象として指定し、開発規制・建築規制が行われるものである。

笹目川流域は、市街化が著しく進展しており、現況の都市浸水想定区域においても、既に市街地が形成されている。また、流域対策を含むハード整備実施後には、50cm以上の床上浸水は概ね解消される。

開発規制・建築規制により住民等の生命・身体を保護するための浸水被害防止区域の指定が適当である区域が存在しないため、区域指定は行わない方針とする。

第１２章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第１節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、関係機関等の連携強化や各市等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報共有・収集に向けた取組等について推進する。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実効性を高める。

第2節 大規模氾濫に関する防災対策

平成 27 年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的として、平成 28 年 5 月に「荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会」を設立し、平成 28 年 9 月に荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針を策定した。

また、緊急行動計画に基づく取組方針に加え、以下の取組を流域で実施することで地域の安全性をソフト面から向上させていく。

表 12-1 荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針

減災目標
荒川水系（埼玉県域）の大規模水害に対し、「 <u>逃げ遅れゼロ</u> 」、「 <u>社会経済被害の最小化</u> 」を目指す。
目標達成に向けた 3 本柱
(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な <u>避難行動のための取組</u> (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための <u>水防活動等の取組</u> (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための <u>排水活動の取組</u>

表 1 2-2 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 1

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
■的確な避難行動を取るための情報提供				
12	緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	引き続き実施	関東地整・県
13	水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	引き続き実施	関東地整・機構・県
14	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のしやすさサポート）	K	引き続き実施	気象庁
15	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	引き続き実施	関東地整・機構・県・市町・鉄道事業者
16	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	W	引き続き実施	関東地整・県・市町
17	洪水予測や河川水位の状況に関する解説	B, K	引き続き実施	関東地整
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成				
18	氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D, F	引き続き実施	関東地整
19	氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難指示の発令等に着目したタイムラインの作成	C, E, G	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者
20	タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K, P, Q	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町
21	避難訓練等の実施による避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し	C, E, F, G	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援				
22	想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表及びダム下流部における浸水想定図の作成	A, D	引き続き実施	関東地整・機構・県
23	浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえた指定	A D	引き続き実施	関東地整・県・市町
24	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用及び優良事例の提供（専門家による支援の実施）	H	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者

出典：「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系（埼玉県域）の防災に係る取組方針

令和6年5月23日

表 12-3 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組2

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
25	広域避難計画の策定、市町間の協定締結	H, J, Q	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者
26	平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	引き続き実施	関東地整・市町
27	要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練の支援	O	R3 年度	市町
28	避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用及び民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	引き続き実施	市町・鉄道事業者
29	応急的な退避場所の確保	I	引き続き実施	関東地整・市町
30	避難訓練への地域住民の参加促進	H	引き続き実施	市町
31	高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及び要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有	O	引き続き実施	関東地整・県・市町
32	地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する支援	C, J, T	引き続き実施	関東地整
33	地域防災力の向上のための人材育成	O, P, Q	引き続き実施	関東地整
■防災教育や防災知識の普及				
34	水防災に関する説明会の開催	B, K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町
35	教員を対象とした講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町
36	小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・市町
37	出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県・市町
38	防災施設の機能に関する情報提供の充実	K	引き続き実施	関東地整・機構・県

出典：「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系（埼玉県域）の防災に係る取組方針

令和6年5月23日

表 1 2-4 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化				
39	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検	R	引き続き実施	関東地整・ 県・市町
40	水防団強化を目的とした、広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施、訓練内容の改善	T, S, U	引き続き実施	関東地整・ 県・市町
41	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町
42	地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	引き続き実施	市町
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立				
43	既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討及び「ダムの柔軟な運用」の運用	A A	引き続き実施	関東地整 ・機構
44	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A A	引き続き実施	関東地整

出典：「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系（埼玉県域）の防災に係る取組方針

令和6年5月23日

表 1 2-5 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目		課題	目標時期	取組機関
■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施				
45	既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定	Z	引き続き実施	関東地整・ 機構・県・市町
46	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	引き続き実施	関東地整・機 構・気象庁・ 県・市町

出典：「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系（埼玉県域）の防災に係る取組方針

令和6年5月23日

第3節 洪水時及び発災時の防災情報の充実

河川管理者は、水防管理者・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局所的な大雨に対しては、国土交通省が配信している「川の防災情報」、気象庁の「キキクル（危険度分布）」「雨雲の動き」「今後の雨」を活用するなど、面的な降雨情報の提供に努める。

第 1 3 章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第 1 節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を流域水害対策協議会において検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関において連絡調整を図る。

さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、治水効果の提供的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

第 2 節 笹目川流域水害対策計画の計画管理

「笹目川流域水害対策計画」に位置付けた事業の進捗状況について、継続的にフォローアップし、関係機関による進捗状況や課題の共有を図るとともに、地域住民との状況共有を図りながら計画を推進する。計画に変更がある場合は、「笹目川流域水害対策協議会」において、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、計画の見直しを行う。